第３章　計画の目標

Chapter3

第３章　計画の目標 Chapter 3

第１節　環境像と目標

１　目指す姿（環境像）

本計画が目指す本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものが環境像です。第８次足利市総合計画が目指す将来都市像「誇り高く　仁(ひと)を育み　挑戦し続けるまち足利」と、環境の保全に関する基本理念を踏まえ、本計画で目指す環境像を次のように定めます。

豊かな自然と人と歴史が調和する
環境にやさしいまち足利

２　基本目標

環境像を実現するためには、様々な面から環境課題に取り組む必要があります。第２章で述べた環境を取り巻く状況や課題を踏まえ、各分野の基本目標を次のように定めます。

目標１

地球環境分野

脱炭素社会と循環型社会の実現を目指します

地球温暖化を防止するため、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用・普及促進に取り組み脱炭素社会の実現を目指すとともに、３Ｒを推進し持続可能な循環型社会の形成を促進します。

目標２

自然環境分野

豊かな自然を未来に守り継ぎます

森林、農地、里地里山、河川など多様な自然環境の適切な保全に努めるとともに、生物多様性を未来に守り継ぐための取り組みを行います。

目標３

生活環境分野

健康で安心して暮らせる環境を守ります

市民の皆さんの健康で安心して暮らせる生活を確保・維持するため、公害発生の未然防止のための取り組みを行うとともに、生活排水等を適切に処理し、水環境の保全に努めます。

目標４

快適環境分野
自然と歴史が調和した快適な環境を整備します

良好な都市基盤施設や自然・歴史的資源などを保全・活用し、足利らしい景観を形成するとともに、快適に暮らせる環境を整備します。

目標５

環境教育分野
多様な主体とともに環境保全に取り組みます

環境を守るために市民、事業者などの各主体が自発的に考え行動できるよう、環境教育の機会や内容を充実させて人材を育成するとともに、各主体と連携して環境保全に取り組みます。

第２節　持続可能な開発目標（SDGs）との関連

持続可能な開発目標(SDGs、Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす国際目標で、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットから構成されています。SDGs は先進国と発展途上国がともに取り組む普遍的なものであり、また各国政府だけではなく企業や地方自治体、地球上に生きるすべての人に行動が求められています。

本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）と施策との関連性を明らかにし、取り組みを進めていきます。

図８　持続可能な開発目標アイコン（出典：国際連合広報センター）

第３節　施策の体系

各分野の基本目標に基づき、以下の施策に取り組みます。また、市民アンケートで「重要度が
べき分野を重点施策として位置付け、☆印で示します。

環境像	基本目標	施策
豊かな自然と人と歴史が調和する　環境にやさしいまち足利	1 脱炭素社会と循環型社会の実現を目指します（区域施策編）	1-1　脱炭素社会の実現 ☆
		1-2　循環型社会の実現 ☆
	2 豊かな自然を未来に守り継ぎます	2-1　自然の適切な保全 ☆
		2-2　生物多様性の保全 ☆
	3 健康で安心して暮らせる環境を守ります	3-1　公害の防止
		3-2　水環境の保全
	4 自然と歴史が調和した快適な環境を整備します	4-1　快適な都市空間の保全
		4-2　歴史・文化的環境の創出
	5 多様な主体とともに環境保全に取り組みます	5-1　環境保全意識の啓発
		5-2　環境保全活動の推進

高いが満足度が低い」とされた分野及び、国内外・市内の状況を踏まえて特に重点的に取り組む

関連する SDGs	施策の内容
7 11 13 17	（1）省エネルギーの推進 （2）再生可能エネルギーの有効利用
11 12 13 17	（1）３Rの推進 （2）ごみの適正処理の推進
14 15 17	（1）森林の保全 （2）農地、里地里山の保全 （3）河川の保全
14 15 17	（1）外来生物対策 （2）野生生物と生態系の保全
3 6 11 14 15	（1）騒音、振動、悪臭の対策 （2）大気汚染、水質汚濁の対策 （3）土壌汚染、地盤沈下の対策
3 6 11 14	（1）公共用水域の水質の保全 （2）健全な水循環の確保と地下水の保全
11 13 15 17	（1）良好な都市景観の保全 （2）公園・緑地の整備と緑化の推進 （3）環境美化活動の推進、マナーの啓発
11 17	（1）歴史・文化的遺産の保全 （2）歴史・文化的遺産の活用
4 11 13 14 15 17	（1）環境学習の推進 （2）環境情報の収集・提供
4 11 13 14 15 17	（1）環境保全活動の推進・支援 （2）環境保全を担う人材の育成

Column7　地域循環共生圏の考え方

「地域循環共生圏」とは、平成 30（2018）年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」で提唱された「日本発の脱炭素化・SDGs 構想」とされる考え方で、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。SDGs やパリ協定といった国際的な潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用して提唱されました。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各地域が持続可能である必要があります。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築を目指します。

（出典・参考：第五次環境基本計画、地域循環共生圏づくりプラットフォーム）

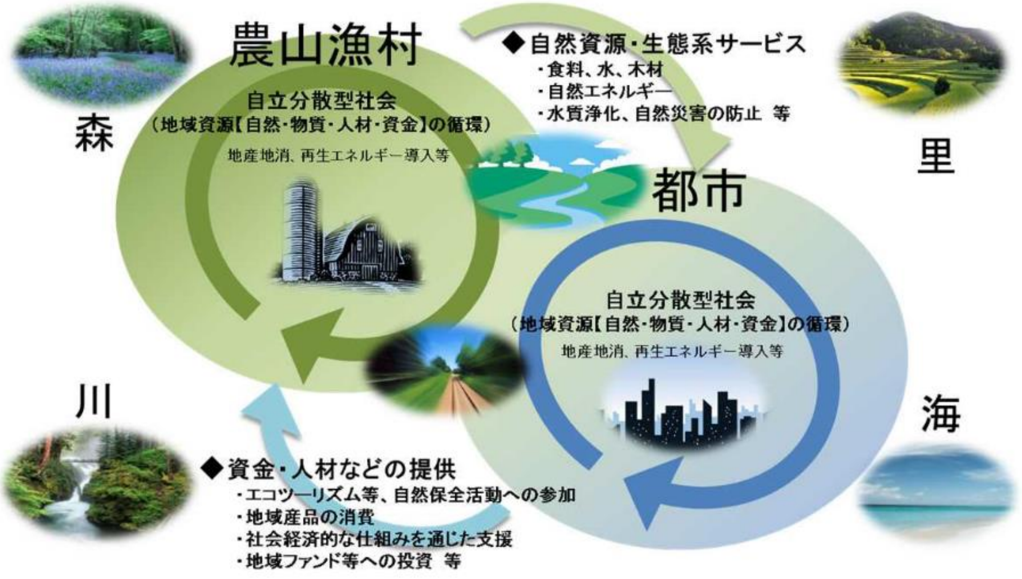

図９　地域循環共生圏の概念図

（出典：環境省　第五次環境基本計画の概要）